

総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告書(2007年3月)の概要(防災関連部分)

参考

番号	項目・提言	アンケート調査項目
	第1章 防災ネットワークのあり方	
	1. 外国人住民に関する災害対策の現状と課題	
	(1)災害時要援護者と外国人住民	
	P.3 防災に関する基本的知識の普及・啓発や関係機関間における連絡体制、災害時の情報提供、避難所生活での異文化対応や生活再建支援の制度の周知等を念頭とした総合的かつ計画的な災害時のための準備体制を	
	P.4 必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力もある。(中略)外国人住民の積極的な活動が期待	
	(2)地域防災計画における外国人住民の災害対策の位置づけ	
	外国人住民が他の災害時要援護者とは異なる課題を有し、当該地域だけでは解決できないケースが多く存在することを認識し、市町村は地域社会の支援のため、都道府県は市町村の支援のために、外国人住民の災害対策に関してできること、すべきことをそれぞれの地域防災計画において具体化	
	2. 外国人住民支援のための防災ネットワークの構築にむけて	
	(1)災害時の外国人住民支援に必要な基本的な視点	
1	国や地方自治体は、外国人住民も含めたすべての住民が支援を必要としていることを認識し、施策の充実に努	—
2	日本人の側も、外国人住民の防災に関する危機意識・問題意識を理解し、ともに災害に備えるという姿勢が必	—
3	自らの安全は自らが守る「自助」や自らの地域は自らの地域で守る「共助」を基本とし、それらを補うために国や地方自治体が行う「公助」を組み合わせることによって、相互における連携を常に意識した総合的アプローチが	—
4	P.5 災害は、地震や台風等の自然事象が原因となるケースが多いが、災害時要援護者の援護システムの未整備や日常における人と人とのつながりの欠如等社会的な条件により被害が拡大するおそれもある。	—
5	地域で外国人住民が孤立しないようにすることが有効な災害対策となる。そのために多文化共生社会に向けた日常の取組が重要。	(2)
	(2)関係者間の連携	
6	外国人の集住地域においては、外国人住民も「支援する側」に回ることができるよう、平時における防災教育の実施や通訳ボランティアとして育成する仕組みの構築が必要	—
	①必要な視点	
7	i 地方自治体内部における防災担当部局と外国人住民施策担当部局との連携 災害対策本部内で外国人住民施策担当部局が果たすべき役割をあらかじめ明確にしておく	(11)
8	ii 地域間協力 地方自治体のみならず、地域国際化協会等、NPOその他の民間団体も含め、地方自治体の区域を超えた広域の応援体制の整備を進めていく必要	(15)
9	P.6 iii 外国人キーパーソンやネットワークの活用 外国人キーパーソンに自主防災組織等との連携を促す他、外国人住民により構成される各種団体やネットワークのうち各種防災施策の充実に貢献することが期待できるものを市町村が把握する	(13)
10	iv 地域国際化協会等に求められる役割 地域国際化協会等については、平時から通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害時には通訳ボランティアのセンター的な機能を担う等、地方自治体と連携した多くの役割が期待される。	(15)(18)
11	v その他 地方自治体が、外国人を直接又は間接に雇用している企業、商工会議所や商工会等の経済団体、大学、外国人学校等の関係機関と平時から適切に連絡を取り合う。	(15)(18)
	②検討すべき取組	
12	A 外国人集住地区自治会長会議の開催(市町村)	—
13	B 外国人住民担当委員の設置(市町村)	—
14	P.7 C 連絡会議の開催(市町村)	—
15	D 外国人住民に対する協力要請 平時から、外国人キーパーソンの発掘と地域社会への参加促進に取り組む。留学生等外国人コミュニティとの連携、外国人対象のスーパーマーケットや宗教施設等情報発信拠点の把握を行う。 外国人キーパーソンには、外国人住民の防災訓練の参加、災害対策の理解促進、発災時の連絡印の要請等の一定の役割を担ってもらう。	(8)
16	E 地域国際化協会等における相互間の協力関係の構築 災害発生時に、地域国際化協会等による外国人住民に対する円滑な支援を確保するとともに、協会等における相互間の協力関係の構築を推進する。	(15)(18)
17	F 災害時に必要な人材派遣の広域ネットワーク(都道府県、市、NPO等) 災害時に地域国際化協会等とNPOが連携しながら、災害時に必要な人材を広域的に派遣する仕組みを整え	(15)(18)
18	G 緊急時における全国の地域国際化協会等への協力依頼 災害時において、ICTを活用しつつ、NPO等のコーディネータを介するなどして、全国の地域国際化協会等に翻訳や音訳を依頼する。	(15)(18)
	(3)災害情報の伝達	
	①必要な視点	
19	P.8 i 情報伝達手段の多言語化や通訳の確保 警報の多言語放送や避難所における多言語表示、外国人住民への情報伝達の際の通訳が必要。情報の多言語化に当たっては、外国語を用いるほか、やさしい日本語を用いることも考えられる。	(3)(4)(5)(6)
20	P.9 ii メディアとの協力・連携 コミュニティFM局を活用した防災情報提供等、メディアを活用した情報伝達の手段の構築に努める。インターネット、携帯電話のメールや情報サービス等を活用した多言語による情報提供も有効。 事実と異なる流言やメディアによる被災者への取材協力等の対応として、行政側が常に正しい情報把握に努め、正確な情報の提供や被災者のプライバシー等に配慮した取材の要請等、時々刻々と変化する状況を踏まえた適切な配慮をすることが望まれる。	(15)
	②検討すべき取組	
21	A 外国人向けハザードマップの作成(市町村) 防災に関する基本的なマップを、災害文化の相違に留意しつつ、多言語で情報提供する。 B 災害マニュアル・リーフレットの作成と配布(市町村)	

番号	項目・提言	アンケート調査項目
22	—	
	C 避難所の案内(市町村)	
23	—	(2)
	D 災害時多言語情報作成ツールの活用(都道府県、市町村) (財)自治体国際化協会が開発した災害時多言語情報提供ツールを活用し、警報や避難所に関する情報や表示等を事前に翻訳する。	
24	—	
	E 「あんしん手帳(シート)」の作成と配布(市町村、都道府県、国等)	
25	—	
	F 「あんしん箱(リュック、袋)」の作成と配布(市町村、都道府県、国等)	
26	—	
	G 放送局による地域の防災情報の提供(都道府県、市町村) 各都道府県が確保した通訳者の録音を音声ファイルにより、地域の放送局(コミュニティFM局等)を活用して防災情報を提供する。	(5)
27	—	
	H AM放送の活用	
28	P.10 —	(5)
	(4)避難所等における支援	
	①必要な視点	
	i 相互理解	
29	P.11 避難所責任者やボランティア等避難所の運営に従事する関係者は、日本人と外国人との間に存在する文化・慣習・宗教等の違いに関する相互理解に努めなければならない。また、外国人住民の心理的不安への配慮が求められる。	
	ii 差別的対応の防止	
30	避難所における生活や物資の配給において、外国人への差別的対応が行われぬように徹底する。差別的対応を防止するためには、避難所の運営メンバーや避難者との話し合いを行うことが大切である。	
	iii 避難所の体制	
31	避難所においては上記の機能を兼ね備えた外国人住民用窓口の設置が望ましいが、窓口の設置が困難な場合であっても、避難所責任者となり得る者に平時から外国人住民に対する特別な対応の必要性を周知することによって、災害時において、最低限必要な外国人住民の支援や外国人住民のニーズの市町村への伝達等が迅速にできる体制を整えておくべき。	(2)(10)
	②検討すべき取組	
	A 帰国等の支援(国、都道府県、市町村)	
32	—	(10)
	B 国際交流員(CIR)の災害派遣制度(国、都道府県、市町村等) JETプログラムの国際交流員(CIR)を、災害時に被災地自治体へ派遣すること、放送局等の臨時アナウンサーとして勤務させることを検討。」	(8)
33	—	
	C 国際交流員の業務に防災相談業務を付与(国、都道府県、市町村等)	
34	P.12 国際交流員(CIR)を市町村や自主防災組織等に派遣し、地域レベルの防災訓練等の防災教育の充実を図	(8)
	D コーディネータの育成と災害発生時の派遣制度(国、都道府県、市町村)	
35	災害発生直後から状況を把握し、人材派遣や情報のニーズの伝達、資源の配分を適切にコーディネートできる人材の育成制度や派遣制度を整備する。	(15)
	(5)安否の確認と情報提供	
	①必要な視点	
	i 安否の確認と情報提供	
36	P.13 自治体内において、各国の駐日大使館、領事館等による自国民の安否確認への対応部署を明らかにする必要。また、災害発生時はできるだけ速やかに安否情報を駐日大使館又は領事館に伝達するよう外国人住民に呼びかけるとともに、これらの連絡を支援する必要。	(2)
	ii インターネット等ICTを活用した安否確認	
37	P.14 地方自治体等が既に活用を進めているインターネットによる災害時の多言語情報提供サイト等を使った外国人住民の安否確認システムの整備が望まれる。	(5)
	iii 海外への情報発信	
38	日本に暮らす外国人住民の親戚・知人等の多くは海外に住んでいることから、災害発生時に、海外向けのメディアを使って、災害に関する各種情報を発信することが望ましい。	(5)
	②検討すべき取組	
	A 外国人同士の共助による安否確認システム(市町村、都道府県、国等)	
39	外国人集住地域等において、災害時の安否確認を出身国や言語が同じ外国人住民同士で行うとともに、ニーズの把握、相談活動のできる仕組みを整備する。	(6)(7)
	B 災害時多言語情報提供システム(都道府県、国等)	
40	災害時において、あらかじめ登録されたメールアドレスに対して、注意報、警報、避難指示、避難勧告等の緊急情報を多言語で発信する。	(5)
	(6)防災学習	
	①必要な視点	
	i 実践的な災害予防対策	
41	P.15 平時の災害予防対策において、木造住宅の耐震診断と耐震改修、家具の固定、備蓄品の準備、家族の避難先の確認、自主防災組織への参加といった個人や地域レベルでの活動の実践が求められており、単に行政からの情報提供だけでは実現が難しく、外国人住民の主体性が重要。	(2)(11)(12) (13)(14)(15)
	ii 各国間の災害対策の差異	
42	災害の経験が少ない国の出身者には基礎的な行動についても説明をする等、外国人住民の災害経験の有無を踏まえたきめ細かな対応が必要。	
	②検討すべき取組	
	A 外国人住民も参加する実践型の防災訓練の実施(市町村)	
43	P.16 —	
	B 防災訓練への参加促進のための工夫(市町村、都道府県等)	
44	—	
	(7)その他	
	①必要な視点	

番号	項目・提言	アンケート調査項目
45	i 防災以外の活動の重要性 P.17 市町村や消防団、自主防災組織等が、防災だけでなく、防犯等地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、外国人住民が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを進めることが重要。	(2)(15)
46	ii 地域防災計画 平時における災害予防、災害時における災害応急対策といった一連の外国人住民に関する災害対策について、地域防災計画上の位置づけが不十分な地方自治体においては、総合的かつ計画的な災害対策を実施するため、当分科会の検討も参考に、地域防災計画の見直しを行うことが望まれる。	(11)(12)
47	iii 観光客等 観光客等海外からの短期滞在者に対しても、外国人住民に準じた対応が求められる。市町村、都道府県、国等がホテル、旅館等の経営者、観光協会、旅行業協会等と連携することが望ましい。	(12)
48	②検討すべき取組 A 平時の自治会活動への外国人住民の参加促進 —	
49	B インターネットを利用した情報伝達 —	(5)
50	C 外国人観光客への防災情報の提供 —	(12)